

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回20日発行◆

# 関西労災職業病 5月号

(通巻第97号)

関西労働者安全センター

1982.5.20 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪 315742

100円



- 針灸治療制限闘争 ..... 1
- 7月実施策動を大衆的闘いで打ち破ろう！
- 第二期労災職業病闘争講座の呼びかけ ..... 5
- 前線から(ニュース) ..... 7
- 連載 '80年代医療の動向と我々の任務(第9回) ..... 13
- 劳災職業病研究会／松浦 良和
- 学習のページ 労働安全衛生法を読む③ ..... 16

針灸治療制限闘争

— 5/18~19 労働省前に座わり込み —

# 七月実施策動を大衆的闘いご打ち破るう!

三月末に労働省の第二次通達案が提示されたのをきっかけに再度反対闘争は大きく拡がり盛り上がり上がってきました。五月十八、十九日の両日にかけて、各地での闘いの積み上げのうえに、東京労働省に全国から結集して、集中した闘いが展開されました。

全国労職連、被災労働者全国協が提起した緊急抗議行動には全国から三〇〇名近くが結集し、徹夜の座り込み闘争を中心に、労災審議会委員、社会労働関係の国会議員に対する要請行動が精力的に行われた。また中央総評は、十九日午前中に総評労災対策委員会を開き、五単産、八県評の代表が参加して討議の末、総評として本格的にとりくみを強めることなどを決定し、午後より労働省との交渉を初めて行つた。これらに先立ち、五月十日～十二日にかけて全林

野、金山労の東京總行動が展開され、というあせりでもある。その中でも治療制限問題について労働省交渉がもたれていて、また五月十二日には社会党社会労働部会で労働省を呼んで論議がされている。

しかし、このような反対運動の大盛り上がりにも関わらず、労働省

の姿勢は非常に強硬であり、五月十九日の総評との交渉においても「労働省の責任でやつっていく」と発言し、たとえ総評が反対しても通達を出す意志であることを明確にした。この闘いに結びついていくだろう。五月二十五日に行われた高知県労衛セン



ターと高知労基局との交渉では、局は労働省の通達案が、現在何ら制限されていない実態とあまりにもかけはなれること、また昨年、治療制限を先取りした通達一事務連絡四十九号を忠実に実施しようとして県内の労働団体から総反撃をうけて撤

回させられるという失態を招いたことはなどから、通達案の実施には非常

に消極的であるとの見解が表明され

てある。

## 18・19日の緊急行動に

### 全国から300名が結集

全国労職連、被災労働者全国協は、総評中央が労働省との交渉を予定している五月十九日が反対闘争の最大の山場であるとの情勢から全下の団体に十八、十九日両日に緊急行動を呼びかけた。この呼びかけに答えて神奈川、大阪、兵庫、広島、大分等全国より三〇〇名以上が結集し、労働省前での徹夜の座り込み闘争を中心とした闘いを最後まで貫徹した。

省前に結集し、その日の報告集会を

五月十八日は、正午より労働省玄関前に結集し、総決起集会が行われ、各地での闘いの報告を行い、抗議文の採択をした。集会の後、代表が抗

議文を手わたす一方、労働省構内をシユプレヒコールをあげてデモ行進を行つた。その後、労災審委員に対する要請行動を各委員ごとに分かれ行つた。そして午後五時に再度労

働省前に結集して、早朝より国会周辺で労働省前に結集して、東京地評争議団との共同集会がもたれ、一〇〇余名が参加した。また午後一時半から開かれた社会党社労部会に対し、代表が出席しアピールを行つた。そして五時から総括集会が開かれ、総評と労働省との交渉の経過報告が行われ、全港湾中央、東京地評、兵庫県評の代表より激励のあいさつをうけた。労働省の強硬な姿勢を糾弾する

と共に、今後、再度全国各地で反対闘争を盛り上げていくことを参加者全員で確認し、十八、十九日の緊急行動をしめくくつた。

# 総評中央が労働省と初の交渉

五月十九日、総評中央が労働省と初の交渉をもつた。これは、五月七日、全港湾、全林野、全金、全造船の四単産（合化労連、自治労がオプザーバー）が連名で総評労対局長に對して、総評として反対闘争に立ち上ること、労働省との交渉を行うことを求める要望書を提出し、これをうけて設定されたものであつた。

労働省交渉に先立ち、総評労災対策委員会が開かれ、全港湾、全林野、全金、全造船、全印総連の各単産、東京、神奈川、山梨、大阪、兵庫、山口、高知、大分の各県評代表が出席した。討議の結果、

①、この問題については、総評労災対策委員会として本格的にとりくみを強めていく、②、この問題に対する「けじめ」をどうつけていくかに

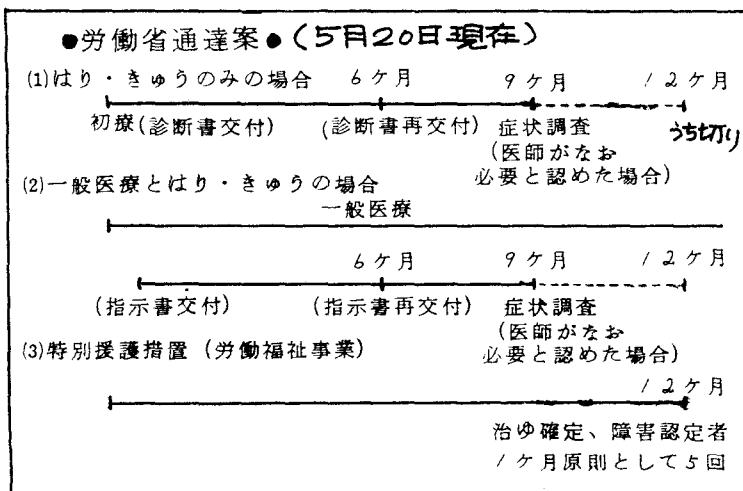
ついては闘争の推移のなかで協議し判断していくことが確認され、午後からの労働省交渉では、各団体より反対の意見をぶつけしていくことが決定された。

午後二時からの労働省交渉は、当初労働省内で行う予定であつたが急拠、衆議院議員会館に変更された（労働省前の座り込み闘争を代表団に見せたくないという労働省の考えがあつたからだろう）。さらに、交渉予定時間が大幅に延長され、四時半近くまで激論が交わされた。総評側は午前中の確認に基づいて各団体より反対の意見が強く出され、総評との交渉を充分するまでは通達の実施をするなど労働省に迫った。しかし

労働省は、針灸治療に対する医学的評価の見解が違うことをたてて、通

達内容と実施時期については変更する意志のないことを表明し、最後は「労働省の責任においてやる」といなるという強硬姿勢であった。

結局、交渉としては対立したままもの分かれとなり、総評としては早急に労災対策委員会を開き、今後の対策を検討する方向である。



(労災審、労働側委員より  
眞田義也)

十九日、午後四時から労働省内で予定されていた労災審議会は、急拵場所が変更され（総評の交渉と同じ理由であろう）、都内某所で開かれると、いう始末であつた。労働省としては、この問題を報告事項として片づける考えであつたが、総評、同盟中立労連の各労働側委員より質問が続出し、収終がつかなくなり、会長の斡旋で五月二十五日に労働大臣と労働側委員とが話し合いをもつといふことに落ち着いた。

(業界・料金問題のみ  
やや定ヒ)

治療制限問題のきつかけとなつた針灸業界と労働省の保険協定は、五月一日、料金問題のみ協定化することで労働省との間で合意が得られ、調印された。

当初労働省は、保険協定の中に期間制限、併用治療の禁止をもり込んで協定化しようと企んだが、反対運動の大きな盛り上りの中で業界から泣きつかれる形で料金問題のみの協定化に合意した。これによつて業界をまきこんでの治療制限実施という労働省の意図はくずれ、業界に対する協定化反対の鬭いは一定の効果を上げることに成功した。

高知労基局

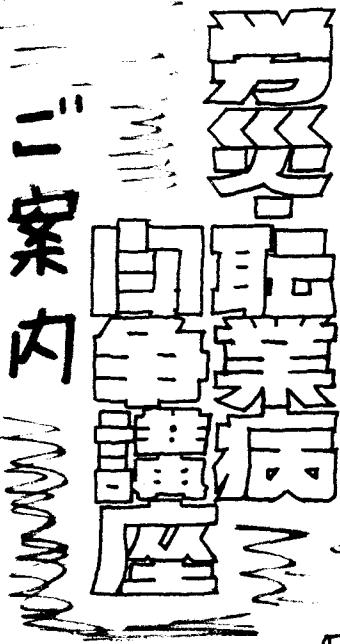
五月二十六日、高知県労働安全衛生センターは通達実施に先立ち、高知労基局との交渉を行つた。この中で、高知局は通達文は未だ送付され

大臣実施に  
ついては  
彈力的に

労災審での結論をうけてもたれた  
五月二十五日の話し合いで、労働  
大臣は、通達内容については変更す  
る考えはないが、実施については現  
状を考え彈力的に行つていくと表明  
している。

として総反撃をうけ、凍結状態になつたことをあげ、このような失態はくり返したくなし、通達の拘束力はたいしたものはないなどと局の本音をのぞかせるような発言もあつたといふことである。

# 第二期



## 二案内

昨年初めて開講した第一期講座では、延べ四〇〇名以上の参加者があり、大変好評のうちに十九名の方が卒業されました。初の試みでもあり不慣れな点も多々ありましたが、今さらながら労災職業病・職場の安全問題に対する関心の高さに主催者として責任の重大性を痛感する次第です。今年度は、昨年の反省点もふまえ、より職場に密着したテーマにしぼり、映画、スライド等学習のための工夫もできるかぎりしていきたいと考えております。

労災職業病問題に深い関心をもつ多くの労働者に本講座への受講を呼びかけます。

## ・講座スケジュール・

6/22	開講式	映画上映「この痛みを知れ」
7/6	腰痛症	新井孝和氏（京大阪大労職研医師）
7/20	ケイワン症	松浦良和氏（南労会松浦診療所所長）
8/3	循環器病	足達七郎氏（京大阪大労職研医師）
8/24	じん肺症	日下幸則氏（" " ）
9/7	精神神経障害	中山隆嗣氏（日本精神神経学会評議員）
9/21	未定	（講師は熊沢誠氏・甲南大教授を予定しています）
10/5	職場の健康・環境調査	渡辺充春氏（南労会松浦診療所健診部）
10/19	職場点検のための安全衛生法規	榎本祥文氏（安全センター事務局長）
11/2	労災補償のしくみと認定問題	榎本祥文氏（安全センター事務局長）
11/16	労災企業責任と裁判闘争	中北龍太郎氏（弁護士）
11/30	修了式 記念講演	青山英康氏（岡山大学医学部教授）

# 労働者 住民医療

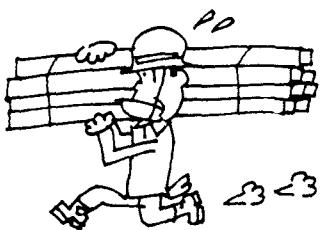
## ——創刊準備号

労働者住民医療機関連絡会議(連)機関誌  
(前号参照)  
安全センターごとく扱います。

六月十二日発行  
B5版 領価四〇〇円  
(送料当方負担)

- ①開講期間 六月二十二日～十一月三〇日、午後六時～八時、開講日はすべて火曜日です
- ②開講場所 大阪労働金庫本店一階会議室、森之宮駅(国鉄、地下鉄)下車、市立労働会館南側
- ③受講費 十二回通しの場合 四〇〇〇円(会員は三〇〇〇円)
- ④受講方法 一回のみの場合 三〇〇〇円(会員は二〇〇〇円)
- ⑤受講申込書に記入の上、翌西労働者安全センターへ送付して下さい
- ⑥申込〆切 6月12日
- ⑦その他講座に関する問い合わせは翌西労働者安全センターまで

(住所) 〒五五〇 大阪市西区新町二～十九～二〇 西長堀ビル四階一～三号  
(電話) 〇六～五三八～〇一四八



# 前線から

東大阪

## 木材労働者の 肘関節症 労災確定

前号（九六号）で紹介した全港湾長堀分会の西尾さんの変形性ひじ関節症は、業務上の疾病であることが五月下旬確定した。三月三〇日に労災申請をして以来、分会等が提出した意見書に基づいて調査が進められていたもので、4月26日には木材市場で現場調査も行われた。

西尾さんの左ひじ関節症は、木材のはいづけが横積みから縦積みになつたことに大きな原因があり、二〇キロ以上で四メートル近くの木材を右肩に担いで、左手に力を加えて支えるので左ひじに過度の負担がかかり発症したものであつた。

西尾さん以外にも同様の症状の労働者が数人いることも判明しており、今後は予防対策をどのようにしていくかが課題となつてゐる。

西尾さんの左ひじ関節症は、木材のはいづけが横積みから縦積みになつたことに大きな原因があり、二〇キロ以上で四メートル近く

分会等が提出した意見書に基づいて調査が進められていたもので、4月26日には木材市場で現場調査も行わ  
れた。

業務上の疾病であることが  
五月下旬確定した。三月三  
〇日に労災申請をして以来、  
分会等が提出した意見書で

泉州

新規の如きに新たな医療機会

開所されたものである。

同診療所は、労働者診療

四月二九日、泉大津市民  
会館において労働者診療所  
設立パーティが行われ、泉

五月一日に診療をスクリーニング

物の中で設置されており、

今後多くの労働者の医療拠

点として活用されることが  
期待される。

○玉川診療所

高石市千代田 5-1  
18-1  
13

115621

南史卷之三

# 島 広

## 重症じん肺死に棄却決定

考え方、関西安全センター、

## 庄原におけるろう石じん

新居浜労職研の支援をうけ  
五月11日審査官との交渉をもつた。審査官は終始高姿

肺の患者は山田さん以外に  
も数多くおり、死亡した労  
働者も五人ものぼり、テ

勢であつたが、海老原医師の意見書も含めた再調査を約束した。にも関わらず、

レビで放映されるなど、非常に重大な問題となつてしまっている。これに対して広島

審査官は、重症じん肺で死  
5月17日、広島労災補償  
定され、同年五月に審査請  
求をしていた。

亡した山田惠さんに対し棄却決定を行つた。

島労職研は、死亡時の診断遺族とそれを支援する広

山田さんは広島県由原市にあるろう石鉱山で、十年以上ろう石の混合作業に従事しじん肺症に患つた。その後八〇年八月には管理区分四が確定し療養を続けていたが、同年11月16日に自査官に意見書として提出し、した医師に会い、死亡診断書の「脳卒中」は何ら検査をすることなしに推定したものであり、じん肺が原因で死亡したと考えていることが判明し、その旨を審査官に意見書として提出し

中と断定した上でじん肺症との因果関係を否定した。また、海老原医師の意見書は全く採用せず無視するという非常に意図的な内容であつた。

もつ山田さんの棄却決定に對し、広島労職研は5月25日より27日にかけて連続抗議行動を計画し、全国からの支援を訴えてくる。

決定書は、死亡診断書――  
脳卒中に関する調査は全く  
行つておらず、死因を脳卒  
きている。

宅で急死した。遺族は早速  
三次労基署に労災申請をし  
たが、死亡診断した医師が  
「脳卒中」と診断書を書い  
ていたために、脳卒中と同じ  
く判定は因果関係がなへと  
棄却決定をおわす発言を  
した。また、労研の海老原医  
師の業務上との意見書も5  
月6日に出された。しかし

廣島労職研は緊急事態と  
して八一年三月に業務外決

# 大阪

夏期学生フィールド合宿

全国実行委結成に向う準備進む

●全國四ヶ所で受入体制・

初の全国統一企画となる  
今年のフィールド合宿の準

化されていくという医学生  
化されいくといふ医学生

生運動の発展に大きく寄与  
するだろう。

備会議では、全国医療連(準)  
高知、大分、神奈川、

計画が提案された。そして、  
名称は「労働者住民医療に  
学ぶ全国統一フィールド合

宿」とし、六月十二日に実  
行委結成集会をもつことを  
決めた。

日々の講義で生物として  
人間を見る医療ばかりが強  
調され、社会的な側面が無  
視されている現状、そして  
国家試験、大学病院医局へ  
働く者が医療を自らの手

## 南大阪

# 労働者針灸學習会

五月六日、関西労働者針  
灸學習会がスタートした。

にとりもどして行くことの  
重要性が述べられた。

当日は、実行委員長のあい  
さつの後、各顧問があいさ  
での學習会を写した八ミリ  
映像が上映され、恐る針をうつ受講者の動作  
に思わず吹き出す一幕もあ  
つた。

今回すでに八期を迎える  
全港湾では一定の定着をみ  
てゐるが、他の事務職場等  
の参加がそれほどみられない  
といふのも事実であり、  
参加呼びかけに関して今後  
工夫の余地があるだろう。  
ともあれ、多くの初参加者  
を含め、これから九月まで、  
毎木曜日の実習を含む學習  
を進めていく。全員の卒業  
と職場での針灸を生かした  
取り組みが望まれる。

の現状の中で、労災職業病  
の現実と闘いにふれること  
は極めて重要であるといえ  
よう。今回のフィールド合

宿は、そうした意味で、医  
療連(準)の結成と合わせ労  
働者の側に立つ医師、医学

生運動の発展に大きく寄与  
するだろう。



# 大阪版

平野氏脳卒中発災

よりやく正午労災申請へ

有効な事実も次々明るみに

全金ニッコー金属工業支部

全金ニッコー金属工業支

部の平野氏の脳卒中労災問

題は三月二六日に組合とし

て西野田労基署に対して正

式に申し入れて以来、署の

異動問題や病院側の手続き

の遅れによつて一時中断し

ていたが、五月十九日、病

院が書類を提出したことによ

り、ようやく展開し始め

た。

この間、労働組合では平

野氏の災害発生原因につき、

数回にわたつて職場懇談会

を重ねる中で究明してきた

が、既に労基署へ意見書と

して提出している基本的な

事実関係に加えて、有力な

阪西労基署に申請を行つた。

平野氏は有機溶剤が高

濃度にあるブース内にいる

時間が極端に長くなつてい

たこと。並びに職長として

の氣苦勞が増大していたこ

とである。第二には、被災

職場では昨年の後半より

当日起は定時であつたにもか

かわらず、通常日に比して

導入されており、徐々に少

量多種生産となつてい

たことである。それに伴つ

# 大阪版

生皮作業の臍鞘炎  
会社の防害はむかう労災申請

・全港湾大阪支部上組分会。

四月二七日、全港湾大阪

同氏は上組闘争の終結後

支部安全委員会は、同支部

、八一年二月より再就労し

上組分会の神藤氏のバネ指、

ていたが、同年五月に福崎

けんしょう炎につき労働災

出張所（大阪市港区）に配

するとして認定するよう、大

阪西労基署に申請を行つた。

ともに集中的に生皮のバ

ン出し作業につけられ、手

首の痛みが強くなつてきた

ものである。今年の四月ま

では何とか仕事を続けてき

たものの、四月十九日には

遂に手術をしなければなら

ない状況にまで進み、休業

を余儀なくされる中で、今

回の労災申請にふみきつた

のである。

会社は申請用紙に印を押

さないなど、労災として全

く認めない姿勢をとつてい

るが、同氏は「同じ職場に  
は腕や頭が痛くて困つてい  
る労働者がいっぱいいる。  
自分が労災として認定され  
れば皆に与える影響は大き  
い」とがんばる決意を示し  
ている。

## 大阪

# あいつぐ マンガン中毒 労災認定

辻中鉱業でマンガンの製

れん作業に従事し、マンガ

ン中毒に患つた三名の労働

者（山中、井川、藤木）が

四月二八日に業務上と認定

された。

三名は、辻中鉱業に十数

年勤務し、それ以前にも鉱

山で働いていた。松浦診療

所と大阪府被災労働者同盟

が協力してとりくみ、今年

一月二六日に松浦医師の意

見書、各氏の自己意見書を

作成して申請した。認定は

大きな困難もなく三ヶ月余

りで下されたが、これは大

阪では、マンガン中毒症と

しては植田マンガン、全港

湾名村分会の安田さんなど  
大きな闘いがあつたことも  
大きく影響したと思われる。

また、和歌山でも被災者

同盟の上田氏のマンガン中

毒症が、四月七日労災認定

された。上田氏は、マッチ

工場に勤務した後、溶接工

年勤務し、それ以前にも鉱

山で働いていた。松浦診療

所と大阪府被災労働者同盟

が協力してとりくみ、今年

一月二六日に松浦医師の意

見書、各氏の自己意見書を

作成して申請した。認定は

大きな困難もなく三ヶ月余

りで下されたが、これは大

阪では、マンガン中毒症と

しては植田マンガン、全港

定をかちとつた。

和歌山県下では、マンガ

ン中毒は始めてのケースで

あり、申請時は労基署も強

まれており、じん肺とともに  
にマンガン中毒に被災した。

和歌山県下では、マンガ

ン中毒は始めてのケースで

あり、申請時は労基署も強

められており、じん肺とともに  
にマンガン中毒に被災した。

第五 費用

1 費用の支弁及び負担

市町村は、保健事業に要する

費用及びその事務の執行に要す

る費用を支弁すること。

2 費用の支弁及び負担

医療に要する費用の一〇分

の七に相当する額並びに医療

に要する費用の寄付及び支払

いの事務に要する費用につい

ては、社会保険診療報酬及び

基金が市町村に対して交付す

る交付金をもって充てること。

3 費用の支弁及び負担

国は、医療以外の保健事業に

要する費用についてはその三分

の一、医療に要する費用につい

てはその一〇分の二、医療に關

する事務（交付金をもって充て

る審査及び支払の事務を除く）

の執行に要する費用については

二分の一をそれぞれ負担するこ

と。

4 都道府県の負担

都道府県は、医療以外の保健

事業に要する費用についてはそ

の三分の一、医療に要する費用

についてはその一〇分の一・五

をそれぞれ負担すること。

5 費用の負担

医療以外の保健事業であつて

厚生大臣が定めるものに要する

費用については、これを支弁し

た市町村の長は、保健事業の対

象者又はその者の扶養義務者か

ら、その一部を負担することが

できるといふこと。

以下略

# 老人保健法案—要綱（本文十日や—）

## 第一 説明に関する事項

### 一 目的

この法律は、国民の老後ににおける健康の保持と適切な医療の確保を図るため、保健事業を総合的に実施し、かつて国民保健の向上及び老人福祉の増進を図ることを目的のこと。

### 二 基本的理念

国民は、自効と連帯の精神に基づき、自ら年齢に伴つて生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、老人の医療に要する費用を公平に負担するものとする。

2 國民は、年齢、心身の状況等に応じて職域又は地域において老後の健康の保持を図るために適切な保健サービスを受ける機会をえられるものとすること。

3 國は、この法律による保健事業を健全かつ円滑に実施されるよう必要な各般の措置を講ずるとともに、この法律の目的達成に資するため、医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策を総合的に推進しなければならないこと。

4 地方公共団体は、この法律の趣旨を尊重し、住民の老後の健康の保持を図るために保健事業を健全かつ円滑に実施されるよう適切な施策を実施しなければならないこと。

5 保険者の義務

保険者は、加入者の被扶養者としての被扶養者を定めるものとし、この法律において、「加入者」とは、医療保険各法に規定するところと同一である。

6 用語の定義

「被扶養者」は、被扶養者としての被扶養者を定めるものとし、この法律において、「被扶養者」とは、医療保険各法に規定するところと同一である。

7 長期入院の定義

「長期入院」は、被扶養者としての被扶養者を定めるものとし、この法律において、「長期入院」とは、医療保険各法に規定するところと同一である。

8 公共企業体職員等共済組合法

この法律において、「公務員等共済組合法」とは、地方公務員等共済組合法と同一である。

9 保険者

この法律において、「保険者」とは、医療保険各法に規定するところと同一である。

10 公立学校教員共済組合法

この法律において、「公立学校教員共済組合法」とは、公務員共済組合法と同一である。

11 公共企業体職員等共済組合法

この法律において、「公務員等共済組合法」とは、公務員共済組合法と同一である。

12 公立幼稚園教員共済組合法

この法律において、「公立幼稚園教員共済組合法」とは、公務員共済組合法と同一である。

13 公立小学校教員共済組合法

この法律において、「公立小学校教員共済組合法」とは、公務員共済組合法と同一である。

14 公立中学校教員共済組合法

この法律において、「公立中学校教員共済組合法」とは、公務員共済組合法と同一である。

15 公立高等学校教員共済組合法

この法律において、「公立高等学校教員共済組合法」とは、公務員共済組合法と同一である。

16 公立高等専門学校教員共済組合法

この法律において、「公立高等専門学校教員共済組合法」とは、公務員共済組合法と同一である。

## 第二 老人保健審議会

者に対し、その維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる必要な訓練とする。

3 委員の任期は二年とすること。また、老人保健審議会は、その定めるところにより、部会を開くことができる。

4 その他老人保健審議会の組織及び運営に必要な事項は、政令で定めること。

5 委員は、厚生大臣が定めるところにより、部会を開くことができる。

6 委員は、厚生大臣が定めるところにより、部会を開くことができる。

7 訪問指導

訪問指導は、疾病、負傷等に罹ることのできる者に、家庭において寝たきりの状態にある者又はこれに準ずる者に、その他の老人保健審議会の組織及び運営に必要な事項は、政令で定めること。

8 市町村長は、該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

9 訪問指導は、疾病、負傷等に罹ることのできる者に、家庭において寝たきりの状態にある者又はこれに準ずる者に、その他の老人保健審議会の組織及び運営に必要な事項は、政令で定めること。

10 市町村長は、該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

11 市町村長は、該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

12 市町村長は、該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

13 市町村長は、該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

14 市町村長は、該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

15 市町村長は、該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

16 市町村長は、該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

17 市町村長は、該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

18 市町村長は、該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

19 市町村長は、該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

20 市町村長は、該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

21 市町村長は、該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

22 市町村長は、該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

23 市町村長は、該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

24 市町村長は、該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

25 市町村長は、該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

26 市町村長は、該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

27 市町村長は、該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

28 市町村長は、該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

29 市町村長は、該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

30 市町村長は、該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

31 市町村長は、該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

## 第三 保健事業

### 一 保健事業の種類は、次のとおりとする。

1 健康手帳の交付

2 健康手帳の記録

3 加入者

4 第二老人保健審議会

5 地方公務員等共済組合法

6 公共企業体職員等共済組合法

7 地方公務員等共済組合法

8 公立学校教員共済組合法

9 公立幼稚園教員共済組合法

10 公立小学校教員共済組合法

11 公立中学校教員共済組合法

12 公立高等学校教員共済組合法

13 公立高等専門学校教員共済組合法

14 公立幼稚園教員共済組合法

15 公立小学校教員共済組合法

16 公立中学校教員共済組合法

17 公立高等学校教員共済組合法

18 公立高等専門学校教員共済組合法

19 公立幼稚園教員共済組合法

20 公立小学校教員共済組合法

## 第四 医療

者に対し、その維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため行われる必要な訓練とする。

1 市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

2 医療費

市町村長は、医療を行うこと並びに医療を行なうときその他の者に医療を行なうこと。

3 特別会計

市町村は、医療に關する収入及び支出について、特別会計を設けるものとする。

4 老人保健取扱機関等

市町村長は、厚生省令で定められた者に医療を行なうこと。

5 医療費

市町村は、厚生省令で定められた者に医療を行なうこと。

6 医療費

市町村は、厚生省令で定められた者に医療を行なうこと。

7 医療費

市町村は、厚生省令で定められた者に医療を行なうこと。

8 医療費

市町村は、厚生省令で定められた者に医療を行なうこと。

9 医療費

市町村は、厚生省令で定められた者に医療を行なうこと。

10 医療費

市町村は、厚生省令で定められた者に医療を行なうこと。

11 医療費

市町村は、厚生省令で定められた者に医療を行なうこと。

12 医療費

市町村は、厚生省令で定められた者に医療を行なうこと。

13 医療費

市町村は、厚生省令で定められた者に医療を行なうこと。

14 医療費

市町村は、厚生省令で定められた者に医療を行なうこと。

15 医療費

市町村は、厚生省令で定められた者に医療を行なうこと。

16 医療費

## 第五 医療の実施

### 一 医療の実施

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

2 医療

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

3 医療

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

4 医療

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

5 医療

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

6 医療

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

7 医療

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

8 医療

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

9 医療

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

## 第六 医療の基準

### 一 医療の基準

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

2 医療

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

3 医療

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

4 医療

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

5 医療

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

6 医療

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

7 医療

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

8 医療

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

9 医療

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

## 第七 医療の取扱い

### 一 医療の取扱い

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

2 医療

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

3 医療

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

4 医療

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

5 医療

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

6 医療

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

7 医療

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

8 医療

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

9 医療

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

## 第八 保険料

### 一 保険料

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

2 保険料

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

3 保険料

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

4 保険料

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

5 保険料

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

6 保険料

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

7 保険料

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

8 保険料

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

9 保険料

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

## 第九 保険料の支拂い

### 一 保険料の支拂い

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

2 保険料の支拂い

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

3 保険料の支拂い

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

4 保険料の支拂い

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

5 保険料の支拂い

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

6 保険料の支拂い

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

7 保険料の支拂い

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

8 保険料の支拂い

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

9 保険料の支拂い

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

## 第十 保険料の支拂い

### 一 保険料の支拂い

市町村長（特別区の区長を含む）は、当該市町村の区内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る）に限りする。

2 保険料の支拂い

市町村

- 四・一 鹿島コンビナート(茨城)の石油プラント爆発、一人死亡、七人重傷 四・十八
- 四・八 ホテル・ニュージャパン火災の犠牲者の遺族が社長らを告訴 四・十九
- 四・九 大阪府の二酸化窒素の環境保全目標値の緩和に反対し「大阪公害患者の会連合会」が岸知事と団交 四・二三
- 四・十 大阪市立保育所に働く保母さんが公務労災認定かちとる 四・二六
- 四・十一 魚運搬船が荷揚げ中、冷凍用アンモニアガスが噴出し七人死亡、七人重軽症(宮城気仙沼) 安中公害訴訟(群馬)一三月三〇日の地裁判決を不満とし控訴決定 カネミ訴訟第二陣原告団も控訴 四・二八
- 四・十二 勤務時間中のリボン闘争の是非をめぐる「ホテル・オーラ訴訟」で最高裁は違法の判決を下す 水島コンビナートで爆発、定期修理中の下請け作業員三人死傷 四・二九 小、中学校の障害児学級の介助をする臨時雇いの主婦が、一時金支給、有給生理休暇等正社員に近づく待遇改善をかちとる
- 四・十三 関西に移住したチッソ水俣病患者が大阪で原告団結成、熊本県外では初めて 基準を大きく上回る強アルカリ排水をたれ流していた精糖会社摘発(東大阪市)
- 四・十四 逃走車の衝突事故で富山地裁は「パトカーの過剰追跡が原因」と認め、県に対し総額千十万円の支払いを命じた
- 四・十五 関西電力、兵庫県赤穂に火力発電所を建設することを決める、同県等に環境調査申を入れる
- 四・十六 医療団体連絡会議、森下厚相に老人保健法案の廃案を要請
- 四・十七 国道の路肩をバイクで通行中、道路にはみ出した雑草にひつかり転倒事故死した事件で、大阪地裁は「路肩も国の責任」と国が管理不備を認める



# 連載 （第九回）労災職業病研究会 松浦良和

## （3）老人医療をめぐる

### 情勢について

今後の地域医療の動向を知る上で

は、老人医療制度の動向に関する分

析を欠くことはできない。政府一自

民党は昨年十月の臨時国会に、老人

保険法案を提出し、継続審議となり、

今通常国会へ再上程している。この

法案は主として、老人医療無料化制度

を改め、外来は医療機関ごとに一カ

月五〇〇円、入院は四ヶ月に限つて一日三〇〇円の患者一部負担制度を導入する

②老人医療費の費用は、国が二割、

地方自治体が一割、各保険者が七割をそれぞれ負担する

③四十歳以上を対象に、健康診断、健康相談、健康教育などを実施する

④診療報酬の支払い方式については、同法案成立後に設けられる老人保健審議会で見直す

以上の四点を中心に構成されている。

この法案は、政府一自民党にとつて、自らの失政が招いた財政赤字の穴うめのため、今後の急速な人口老齢化を前に、老人医療費を抑制し、

国庫負担を減らすことが至上命令になつて、そのためには、①の患者一部自己負担を導入することによつて、受診抑制をねらい、②の財政調整により黒字の健保組合からの資金導入をはかることにより国庫負担の一部の悪質な私的医療機関の存在が

軽減をはからうとしている。しかし、ただそれだけでは余りに露骨な赤字対策のみの後退法案となるため、③の四十歳以上の健康管理、予防対策がくみこまれているが、実際には財政的裏付けの極めて不充分な名目だけのものになる可能性が強い。

現在の老人医療の根本問題は、都市化の急激な進行と核家族化、加えて、住宅の狭さ等により、家庭内や地域内で病気の老人の看護が不可能となり、うば捨て山的に病院へ入院させざるを得ない情況が作り出されてしまつてゐるところにある。しかかもこの様な矛盾を利用して、積極的に老人を受け入れ、薬づけ、検査づけ医療を施して利潤を上げようとする十全会や阪和病院や米寿会などの一部の悪質な私的医療機関の存在が

更に矛盾を拡大させている。

十全会病院に典型的に見られるよう、最初は精神科医療の矛盾につけてこみ急成長し、次には老人医療の矛盾をついてばく大な利潤を上げている。結局は、政府が精神病にしても、老人医療にしても、その矛盾の根本的な解決を行わず、私的病院への利益誘導によりうわべをとりつくろつてきた結果が、矛盾を更に拡大深化させてきた。老人医療が第二の精神医療として、うば捨て山医療にしていることの矛盾には一切手をつけることなく、小手先の財政調整や受診抑制で乗り切ろうとしているのが今回の老人保険法案の本質である。病気の老人にとって、何よりも大切なものは、家族の温かい看護であり、そのためには、地域で老人を看護できる老人センターのような、保育所と同様の小規模な施設を公費で建設し、地域の医療の協力を得て運営していくといつた根本的な発想の転換が必要であろう。

現在の健保制度では、訪問看護さ

十全会病院に典型的に見られるよう、最初は精神科医療の矛盾につけてこみ急成長し、次には老人医療の矛盾をついてばく大な利潤を上げている。結局は、政府が精神病にしても、老人医療にしても、その矛盾の根本的な解決を行わず、私的病院への利益誘導によりうわべをとりつくろつてきた結果が、矛盾を更に拡大深化させてきた。老人医療が第二の精神医療として、うば捨て山医療にしていることの矛盾には一切手をつけることなく、小手先の財政調整や受診抑制で乗り切ろうとしているのが今回の老人保険法案の本質である。病気の老人にとって、何よりも大切なものは、家族の温かい看護であり、そのためには、地域で老人を看護できる老人センターのような、保育所と同様の小規模な施設を公費で建設し、地域の医療の協力を得て運営していくといつた根本的な発想の転換が必要であろう。

全く認められておらず、病院や診療所内での待つ医療しか保障されない。今回の四〇歳以上の人に對する保健事業は、この様な健保制度のワクを拡大し、予防医療への道を切り拓く役割を果すことが期待されるが、その中身を詳しく検討してみると、実際には、財政的裏付や、保健所等の整備充実が極めて不十分であり、実効は期待し難い。

また、大阪などのように六五歳以上上の老人医療無料化を実現している自治体に対しても、七〇歳以上に制限するよう強制がなされ、この面でも大幅な後退になることは明らかである。

支払い方式に関しては、現在の出来高払い制度を死守しようとする医師会と、人頭払い制などの導入を主張する厚生省との間に立つて、老人保健審議会を設置することにより、当面の結論の引き延ばしがはかられている。

過去、医師会に押しまくられてきた厚生官僚が、今回の老人保険法案では、医療政策の主導権を握ることに対する意気込みは、相当なものであり、何としても法案の成立をはからうとしていることは間違いない。この法案を突破口にして、今後は医療の官僚統制を強める動きが一層露骨に出てくることが予想される。

### これまでの目次

- 一、医療の當利化の急激な進行と独占資本の医療産業への進出
  - 二、医療による人民管理の進行
  - ①労働者管理のための医療（九一号）
  - ②地域住民管理のための医療（九三号）
  - ③老人医療をめぐる情勢について（今月号）
  - ④矛盾陰べいの医療一公害基金法、薬害救済法をめぐつて（略）
  - ⑤弾圧のための医療一保安処分（略）  
(以上の二項目に関しては、筆者より適切な人が多数おられることもあり、あえて省略させていただきます)
- 三、我々の任務（以下次回）



# 労働安全衛生法を読む

(3)

## 第三章 十三条 産業医

視と、労働者の健康障害発生の危険に対して、その防止措置を講じる権限が存在している（安衛則十五条）則十四条と十五条は多少矛盾した内容になつてゐるが、産業医の基本的性格は前者、つまり事業者への助言、勧告にあると考えてもさしつかえないと思われる。

前回は第三章安全衛生管理体制の

ついて概括すれば以下の通りである。  
まず産業医の選任は、常時五〇名

中軸をなす安全衛生委員会の役割と  
その限界及び活用の方法について述べたが、今回は同三章十三条の産業医の問題について述べることにする。

以上もしくは、特定有害作業につく労

働者が五百名以上の事業場には専属  
の産業医が必要である。更に、三千人以上の場合は二人以上となつていい  
る（労安法施行令五条、安衛則十三条）。次にその権限であるが、健

診断や、労働者の健康障害防止等に  
関する問題につき、事業者または総  
括安全衛生管理者に対して勧告し、  
または衛生管理者に対して指導、助  
言することができる（安衛則十四条）  
ことであり、もう一つは、千人を超  
えてその地位が独立したものとなつた。  
となつており、また、もう少し強い  
権限として、毎月一回の作業場の巡  
査と、労働者の健康障害発生の危険  
に対する監視と、その防止措置を講じる  
権限が存在している（安衛則十五条）則  
十四条と十五条は多少矛盾した内  
容になつてゐるが、産業医の基本的性  
格は前者、つまり事業者への助言、  
勧告にあると考えてもさしつかえな  
いと思われる。

## 労安法の中における 産業医の位置

## 小企業では無縁 大手では労務医

いていえば、まず五〇人未満の小企業においては選任の義務はなく、はじめからラチ外であり、五〇人以上でも、産業医はほとんどが嘱託であり、身分的には産業医であっても法に規定するような活動は期待しえないといふことである。産業医がしっかりしていれば病気が減るとは全く思わないが、それにしても、労災職業病が最も多発している小規模工場の問題が最初からほとんど無視されているのも同制度の一つの特徴である。

第二には、大手の産業医の問題である。最も一般的なのは工場内に診療所があり、その医師が産業医を兼ねている場合である。これは、これまで「職場の安全衛生を考える」のシリーズの中で再三にわたって指摘してきたように、全くといつていいほどその主体性が疑われるような実状にあると思われる。つまり、会社がゼロ災運動をやつていれば、人事、労務の判断で不休業の診断書を書くという類のもので、全くの会社の労

務管理の「医学的」なかぐれみのと もいべきものである。これら医師によつて行われる法に規定された産業医活動が、会社の安全衛生政策に影響を及ぼすとは到底思われないのである。また電々公社のように、一方で通信病院を有し、事業所内には健康管理室を設けているような相当に「充実した」場合には産業医の性格はもつと明確になつてゐる。つまり、七〇年、関東通信病院の頸肩腕障害に関するプロジェクトに端的に示されるように、医学の名による組織的な職業病かくし、被災者つぶしがその役割と言つても過言ではない。

良心的な産業医の中からは、その権限の強化を求める声もかなり上つてゐるが、これは専属の産業医も会社の従業員であり、医の中立の論理よりも企業防衛優先の論理が絶対的であることを逆に示すものもある。ともあれ、以上みてきたように、基本的には現在の産業医制度が労働者の権利拡大には全くつながらず、むしろ抑えこむ役割であることが明ら

# 労災認定基準の批判

労災職業病公害と闘う関西研究者交流会の三年間の活動

関西研究者交流会  
京大・阪大労災職業病研究会

共編

価格 1500円(送料: 郵便料金  
なく300円)  
A5版 261ページ

かであろう。

## 産業医大の

### 問題題性

政府一労働省は産業医に対しても、

政府や独占資本の考え方をよく理解し、推進してくれることを期待している。しかし実際には、産業医のなり手が少いことも事実である。この状況を改善するため、労働省は一方で医師会との協力で産業医の講習会を行うとともに、産業医科大学の設立を打ち出したのである。そのねらいについて詳述する余裕はないが、

基本的には先に述べたように、政府、

独占資本の意を体现しうる産業医の育成であり、更に、労災職業病問題に關する研究の中核の設置にあることは明らかである。これは構想を打ち出した当時、労働省役人が財界に対する対して、「何でも職業病だ」というよ

### 効果あげる

(次回は元請責任の問題)

うな医者によって行政も弱っているが、産業医大で解決し、皆さんにお役にたちたい」と説明していること、象徴的に現れている。実際にこのプロジェクトは財界主導で進み、労働組合は全く関与の余地がなかった。また、七八八年、北九州市八幡区に開校した同大学の初代学長は、重金属中毒問題をはじめ職業病問題では全く資本一行政の手先であることを自負しているともいえる土屋健三郎が就任している。間もなく同大学からは卒業生が出るわけだが、警戒を強める必要がある。

以上、産業医問題に関する主要な点につき概述したが、労働組合としての対応は全くできないかといえば決してそうではない。特に、中小企

業における産業医体制は決定的に不能であり、労組としてこの問題に役に立ちたい」として、労組推薦の医師を会社に産業医として契約させていくケースも出てきている。まだまだ組合として推薦しうる医療機関、医師の数が絶対的に不足していることも事実であるが、条件の整つたところからこのように運動を進め、これらを全体で学習、経験交流することは、政府一資本の産業医にこめたねらいを阻止する大きな力にもなることを確信している。

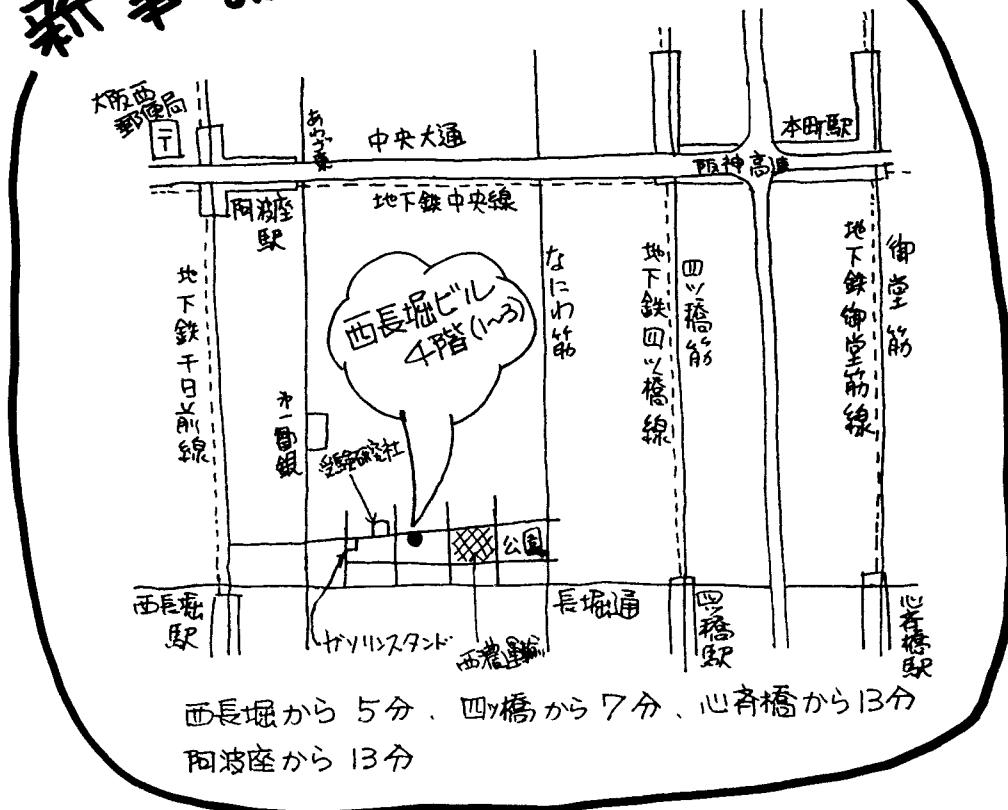
昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西方災職業病」

5月号（通巻第77号）昭和57年5月20日発行

（毎月一回20日発行）

# 新事務所のご案内



■表紙写真／5.18～19針灸治療制限闘争（労働省前にて）

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127  
大阪市北区天満橋3-5-28